## 三次市地域公共交通会議事務局規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は,三次市地域公共交通会議設置要綱(平成20年9月12日 告示117号)第14条の規定に基づき,三次市地域公共交通会議(以下「交 通会議」という。)の事務局に関し,必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は,次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 交通会議の会議に関すること。
  - (2) 交通会議の資料作成に関すること。
  - ③ 交通会議の庶務に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか,交通会議の運営に関し必要な事項 (職員等)
- 第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は,三次市自治振興課長をもって充てる。
- 3 事務局員は,三次市の職員をもって充てる。

(先決事項)

- 第4条 事務局長は,次に掲げる事項を専決することができる。ただし,異例又は重要と認められる事項については,この限りでない。
  - (1) 事務局の運営に関すること。
  - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
  - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか,軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受,配布,処理編集,保存その他文書に関し必要な事項は,三次市公用文に関する規程(平成16年三次市訓令第8号)及び三次市文書取扱規程(平成19年三次市訓令第2号)の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、 用 途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 交通会議の公印の保管,取扱い等については,三次市公印規則(平成19年 規則第7号)の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は,平成21年3月 日から施行する。

## 別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
三次市地 域公共交 通会議会 長の印	三次市地域公共交通会議会長之印	てん書	22×22	会長名を もって発 する文書	1	事務局長